

資料編

<扉裏>

1 東海村高齢者福祉計画推進委員会 開催経過

年月日	協議内容
平成30年7月2日	1. 介護保険制度改革について 2. 第7期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について 3. 第7期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画における平成30年度の取組について
平成30年10月29日	1. 計画の進行管理について 2. 上半期における事業の進捗状況の報告と下半期に向けた意見聴取
平成31年1月28日	1. 第7期計画推進に向けたグループワーク
平成31年3月29日	1. 第7期介護保険事業計画に係る平成30年度の実績見込みについて 2. 平成30年度の各事業の実績報告と評価について
平成31年4月26日	1. 平成30年度の各事業の実績と評価について
令和元年6月18日	1. 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における令和元年度の取組について
令和元年9月9日	1. 第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査に対する意見聴取について
令和元年12月19日	1. 令和元年度事業進行管理表における取組（中間実績）について 2. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査について
令和2年7月20日	1. 第7期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画における令和元年度実績報告と評価について 2. 第7期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画における令和2年度の取組について 3. 第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の考え方及び進め方について
令和2年9月8日	1. 第7期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画における令和2年度事業取組内容とこれまでの実績について 2. 第8期計画策定にむけた各調査結果について
令和2年11月18日	1. 第7期計画の振り返りと第8期計画策定に向けた課題について 2. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の体系（案）について 3. 第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
令和3年1月6日	1. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について
令和3年3月2日	1. 令和2年度の評価及び7期計画の評価について 2. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について

2 東海村高齢者福祉計画推進委員会 設置要綱

			平成14年5月17日
			告示第40号
改正	平成16年	3月31日	告示第23号
	平成18年	12月4日	告示第156号
	平成19年	3月30日	告示第58号
	平成21年	4月8日	告示第58号
	平成27年	3月18日	告示第15号

東海村老人保健福祉事業計画策定委員会設置要綱(平成12年東海村告示第4号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく計画を策定し、及び推進するため、東海村高齢者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平18告示156・平21告示58・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討するものとする。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。

(平18告示156・全改, 平21告示58・平27告示15・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健, 医療又は福祉関係者
- (3) 介護サービスを行う事業者
- (4) 被保険者の代表

(平18告示156・全改)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平18告示156・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、そ

の職にある期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平27告示15・全改)

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平18告示156・一部改正)

(地域密着型サービス運営部会)

第7条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、委員会に地域密着型サービス運営部会(以下「サービス運営部会」という。)を設置する。

- 2 サービス運営部会は、委員長の指名した委員(以下この条において「部会委員」という。)10人以内をもって組織する。
 3 部会長は、部会委員の互選によりこれを定める。
 4 サービス運営部会の会議は、部会長が招集する。
 5 サービス運営部会は、次に掲げる事項を審議を行い、その結果を委員長に報告しなければならない。

- (1) 地域密着型サービスの事業者の指定に関する事項
- (2) 地域密着型サービス費の額に関する事項
- (3) 地域密着型サービスに従事する者に関する基準
- (4) 地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (5) その他地域密着型サービスの適正な運営に必要な事項

- 6 前項第1号に関する審議を行う場合は、当該指定に関係する法人等に属している部会委員は、審議に加わることができない。

(平27告示15・追加)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平27告示15・追加)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(平16告示23・平19告示58・一部改正, 平27告示15・旧第7条繰下)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平27告示15・旧第8条線下)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年告示第23号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第156号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日において、現に委員である者の任期については、改正後の東海村高齢者福祉計画推進委員会設置要綱第5条の規定を適用する。

附 則(平成19年告示第58号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年告示第15号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(東海村地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

2 東海村地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年東海村告示第16号)は、廃止する。

3 東海村高齢者福祉計画推進委員会 委員名簿

任期:平成30年4月1日～令和3年3月31日

番号	委員名	職名	備考
1	薄井 尊信	村立東海病院 管理者	委員長
2	藤澤 康彦	特別養護老人ホームユアアイの家 統括施設長	副委員長
3	土屋 和子	茨城大学人文社会科学部 講師	
4	松本 洋美	医療法人有朋会栗田病院 作業療法士	在任 H30.4.1~R1.5.15
	山本 一貴		在任 R1.5.16~R3.3.31
5	並木 和枝	東海村ボランティア連絡協議会副会長	
6	上条 八洲江	東海村シルバーリハビリ体操指導士会代表	
7	妹尾 千知	東海村健康づくり推進計画推進委員会推進委員	
8	齋藤 亮一	東海村民生委員・児童委員協議会 民生委員	
9	宮部 芳典	東海村高齢者クラブ連合会副会長	在任 H30.4.1~R1.5.31
	砂押 博		在任 R1.6.1~R3.3.31
10	船橋 一絵	JA 常陸デイサービスセンターふれあい センター長	在任 H30.4.1~H31.1.31
	荒木 善昌		在任 H31.2.1~R2.3.31
	小池 智裕		在任 R2.4.1~R3.3.31
11	三田 礼子	東海村社会福祉協議会	
12	藤田 タイ子	住民代表	
13	小野寺 紀夫	住民代表	
14	朝岡 晶子	東海村介護相談員	
15	深谷 真吾	ひたちなか介護支援専門員協会	
16	鹿志村 茂	特別養護老人ホームオークス東海 施設長	
17	綿引 淳	有限会社 ハイブリッジ 東海地区エリアマネジャー	

敬称略・順不同

4 用語解説

【ア行】

◆NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

【カ行】

◆介護給付, 予防給付

平成12年(西暦2000年)に始まった介護保険制度で、要介護状態、要支援状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。要介護5段階、要支援2段階の給付区分があり、訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリテーション、訪問看護などの居宅サービス、介護予防サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、地域密着型サービスなどが受けられます。

◆看護小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。要支援1・2の人はサービスの対象外になっています。

◆介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図る)と定義されています。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度に位置付けられる市町村による事業。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、介護予防や生活支援に関する多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

◆居宅サービス

介護保険制度によって利用できるサービスです。介護保険を利用するときは、まず市町村が行う「要介護認定」を受けます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。居宅サービスは在宅での介護を中心としたサービスです。希望するサービスを組み合わせて利用することもできます。

◆ケアプラン

要支援, 要介護に認定された高齢者が希望に添った介護サービスを利用できるように, 本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し, 利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことであります。

◆ケアマネジメント

利用者のニーズに則したサービスを見極め, 複数のサービスを組み合わせて, 総合的に提供されるよう調整を行い, サービスを適切に実施し, 効果を評価する一連の作業のことです。

◆ケアマネジャー(介護支援専門員)

要介護者からの相談に応じるとともに, 要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランを作成し, 市町村, サービス事業者, 施設などとの連絡調整等を行う人のことです。

◆高額医療合算介護サービス費

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について, 毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し, 基準額を超えた場合に, その超えた金額を申請により給付します。基準額は世帯員の年齢構成や所得区分に応じて設定されています。

◆高額介護サービス費

1カ月に利用した介護サービスの利用者負担額が, 上限額を超えた場合, 申請により超過額を給付します。

【サ行】

◆在宅医療介護連携推進会議

医療・介護関係者等の参画のもと, 在宅医療・介護連携の現状の把握・共有を図り, 課題の抽出や対応策等の検討を行うために村が設置する会議です。

◆在宅サービス

介護が必要な高齢者がいつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのことであります。

◆算定対象審査支払手数料

市町村と都道府県国民健康保険団体連合会との契約により定められる介護サービス利用料の審査に係る費用に対する手数料のことであります。

◆事業対象者

介護予防のためのチェックリスト(基本チェックリスト)で, 介護予防の必要があると判断された方です。

◆施設サービス

施設に入所して受けるサービスで, 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム), 介護老人保健施設(老人保健施設), 介護医療院, 介護療養型医療施設(療養型病床群など)の4種の施設で受けられます。

◆資料編◆

◆社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、略称で「社協」とも呼ばれます。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。

◆重層的支援体制

地域で課題を抱えている人に対して、その人の年齢や属性、相談内容にかかわらず相談を包括的に受け止め、高齢者支援や障がい者支援、児童支援、生活困窮者支援など複数の分野の支援を必要とする課題には、課題の解きほぐしや関係支援機関間の連携を行い、適切な支援へとつなげる体制です。

◆主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員)

ケアマネジャー(介護支援専門員)の上位職で、ケアマネジャーの育成・指導や、ケアマネジャーがケアプランを作成する際の支援などを行います。

◆小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

◆成年後見制度

認知症などによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者(成年後見人)を選ぶことで、高額な売買契約・賃貸契約の締結・遺産の相続・福祉サービスの利用契約締結などの法律行為全般について、援助を受けることができます。

【夕行】

◆第1号被保険者

市区町村に居住する65歳以上の人です。

◆第2号被保険者

市区町村に居住する40歳以上65歳未満の人で、医療保険に加入している人です。

◆団塊の世代

昭和22年から昭和24年(西暦1947年～1949年)に生まれた世代(第1次ベビーブーム)のことです。

◆団塊ジュニア世代

昭和46年から昭和49年(西暦1971年～1974年)に生まれた世代(第2次ベビーブーム)のことです。

◆地域支援事業

被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、市町村が行います。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制です。

◆地域包括ケア見える化システム

都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

◆地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、平成17年の介護保険法改正で制定されました。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたります。市町村事業である地域支援事業を行う機関で、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能します。

◆地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が住みなれた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、市区町村が事業者の指定・監督をする介護サービスです。このサービスには、①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、②「夜間対応型訪問介護」、③「認知症対応型通所介護」、④「小規模多機能型居宅介護」、⑤「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、⑥「地域密着型特定施設入居者生活介護」、⑦「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」、⑧「看護小規模多機能型居宅介護」、⑨「地域密着型通所介護」の9種類があります。要支援認定者には、これらのうち③、④、⑤の3種類のサービスが対象となります。

◆チェックリスト(基本チェックリスト)

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防に優先的に取り組む必要のある候補者の選定を行うため、生活機能低下の可能性を把握するために厚生労働省が作成した25項目で構成される質問票です。

◆特定入所者介護サービス費

低所得の利用者が短期入所を利用した場合や、介護保険施設(特養・老健・介護療養型医療施設)に施設入所した場合に、本来ならば利用者自身が負担すべき食費・居住費(滞在費)の一部が介護保険で給付されるものです。

◆資料編◆

【ナ行】

◆認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きの悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態(およそ6カ月以上継続)を指します。

◆認知症総合支援推進会議

村内の認知症施策に係る関係機関相互の密接な連携を図り、課題の抽出や支援策を検討するために村が設置する会議です。

◆認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

【ハ行】

◆パブリックコメント

村が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ村の原案を村民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのことです。

◆標準給付費

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額(低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付)、高額介護サービス費等給付額(利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付)、高額医療合算介護サービス費等給付額(医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付)、算定対象審査支払手数料(算定対象となる国保連合会に支払う手数料)を加えた費用です。

◆フレイル

健康な状態から要介護状態になるまでの中間的な段階と判断された方です。日本老年医学会が平成26年(西暦2014年)に提唱した言葉で、英語の「Frailty(虚弱)」が由来となっています。この段階で適切な対策を行うことにより、要介護状態になることの予防や、健康状態の改善を図ることができるとされています。

【マ行】

◆民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねていません。

【ラ行】

◆レスパイト

レスパイトとは，“一時休止”，“休息”という意味です。

介護者の日々の疲れ，冠婚葬祭，旅行などの事情により，一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院の受け入れを行い，介護者の負担軽減（息抜き）を目指す仕組みです。

【ヤ行】

◆要介護認定・要支援認定

介護給付，予防給付を受けようとする被保険者が，給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定です。保険者である市町村が，全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行います。認定の手順は，被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に，被保険者の主治医に意見書を求め，これらの調査結果等を認定審査会に通知し，要介護状態，要支援状態への該当，要介護，要支援状態の区分等について審査・判定を行います。

第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発 行 2021(令和3)年3月

編 集 東海村福祉部 高齢福祉課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711(代表) FAX 029-282-8919
